

## ～ 浜松市水道のご使用についての主な定め ～

### 1 【使用開始・中止の届出】

- ・水道の使用開始や中止をするときは、あらかじめ(1週間～2日前までに)「上下水道受付センター」(電話番号 0120-09-1132 または 053-476-8100)へお申し込みください。  
(インターネット・FAXでもお申込みできます)

### 2 【検針・料金の算定・お支払い方法】

- ・水道料金は2ヵ月ごとに検針を行い、その使用水量などにに基づき料金を算定して請求しています。
- ・お支払い方法は、「納入通知書」(金融機関又はコンビニエンスストアでの窓口納付、スマートフォンを利用した納付)、「口座振替」(自動払込)、「クレジットカード払い」があります。
- ・お早めに便利な「口座振替」などの手続きをお願いします。  
(口座振替依頼書は市ホームページからダウンロードできます)

### 3 【給水の停止等】

- ・期限までに水道料金の納付がない場合や、その他災害、工事などがある場合は、やむを得ず給水の停止や制限等を行うことがあります。

### 4 【給水装置の管理】

- ・給水装置は市が貸与している水道メーターを除き、お客様(所有者)の財産です。
- ・給水装置はお客様(使用者又は所有者)において適切に管理をしてください。  
※ 給水装置とは、水を使用するために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結するじゃ口などの給水用具の総称です。

### 5 【メーターの交換】

- ・メーターは計量法に有効期間は8年と定められているため、期間満了前に市の負担で交換します。